

第8回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善 新潟県地方協議会

平成30年8月6日（月）13時30分～
新潟県トラック総合会館 5階 501号室

【 議 事 次 第 】

1. 開会

2. 議題

- (1) 新潟県地方協議会における平成30年度コンサルティング事業について
- (2) 改正標準運送約款、長時間労働抑制（働き方改革）に関するフォローアップ実態調査について
- (3) トラック運送業における適正取引の推進に向けた荷主に対する周知について

3. その他

4. 閉会

【 配 付 資 料 】

- 議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席図
- 資料1－1 コンサルティング事業について
- 資料1－2 コンサルティング事業の活動状況について
- 資料2 改正標準運送約款、長時間労働抑制（働き方改革）に関するフォローアップ実態調査（案）
- 資料3 適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い

第8回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善
新潟県地方協議会

委 員 名 簿

(順不同、敬称略)

佐々木 桐 子	新潟国際情報大学 准教授
五十嵐 悟	経済産業省 関東経済産業局 産業部次長
早 福 弘	一般社団法人 新潟県商工会議所連合会 専務理事
本 間 哲 夫	一般社団法人 新潟県経営者協会 専務理事
名古屋 祐 三	新潟県中小企業団体中央会 専務理事
樋 口 毅	全国農業協同組合連合会新潟県本部 管理部長
金 川 貴 宣	北越コーポレーション株式会社 新潟工場 事務部長
金 子 昌 弘	北星産業株式会社 取締役営業部長
高 杉 陽 子	特定非営利活動法人 新潟県消費者協会 事務局長
丸 山 敏 明	全日本運輸産業労働組合新潟県連合会 執行委員長
小 熊 勇	日本労働組合総連合会新潟県連合会 副会長
小 林 和 男	中越運送株式会社 代表取締役社長
市 村 輝 男	長岡トラック株式会社 代表取締役
浅 間 博	公益社団法人 新潟県トラック協会 専務理事
<u>井 上 仁</u>	厚生労働省 新潟労働局長
<u>板 崎 龍 介</u>	国土交通省 北陸信越運輸局長

※ 下線表示の方は、今回変更となった委員です。

第8回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善
新潟県地方協議会

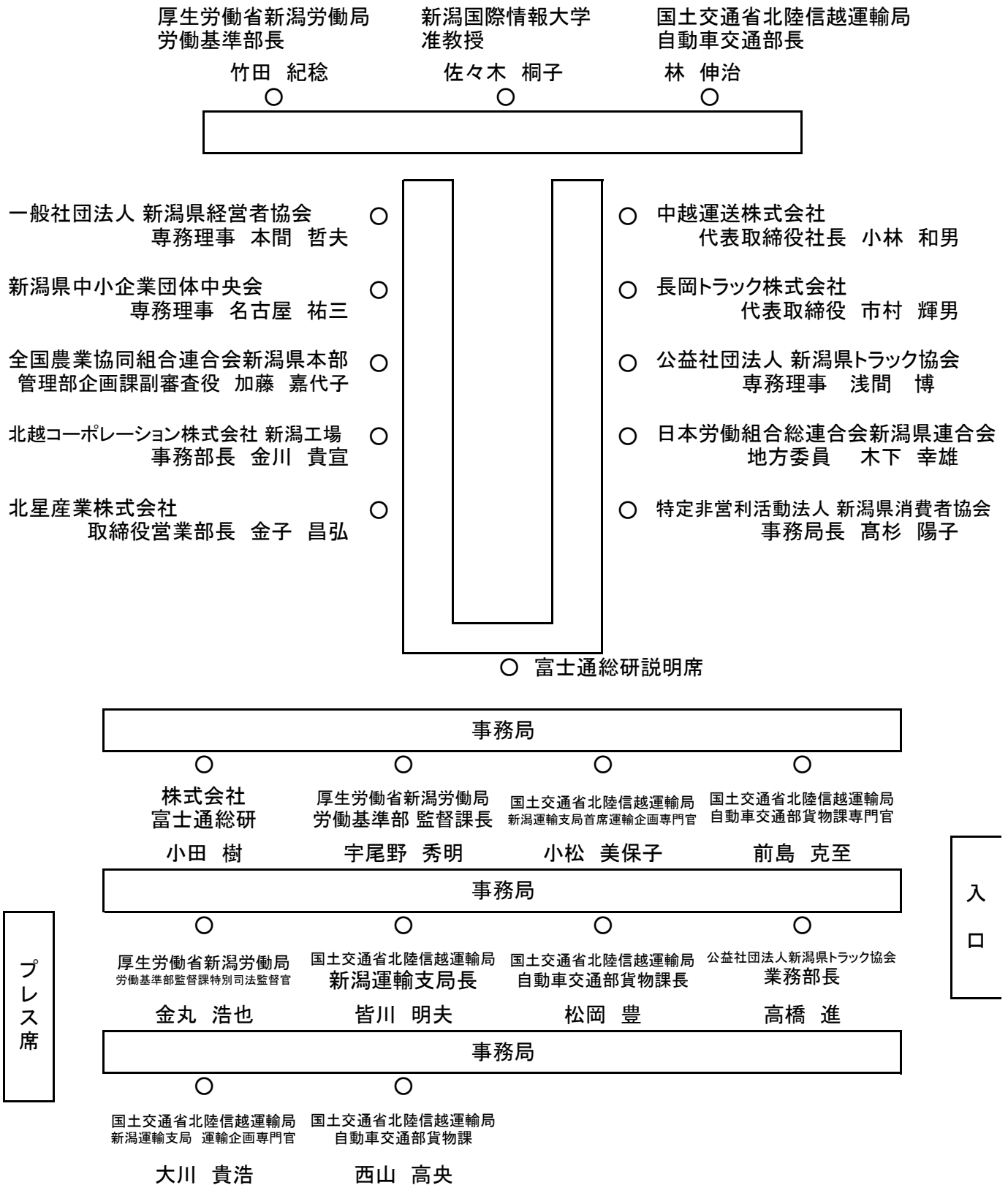
出席者名簿

(順不同、敬称略)

	佐々木	桐子	新潟国際情報大学 准教授
	本間	哲夫	一般社団法人 新潟県経営者協会 専務理事
	名古屋	祐三	新潟県中小企業団体中央会 専務理事
代理	加藤	嘉代子	全国農業協同組合連合会新潟県本部 管理部企画課副審査役
	金川	貴宣	北越コーポレーション株式会社 新潟工場 事務部長
	金子	昌弘	北星産業株式会社 取締役営業部長
	高杉	陽子	特定非営利活動法人 新潟県消費者協会 事務局長
代理	木下	幸雄	日本労働組合総連合会新潟県連合会 地方委員
	小林	和男	中越運送株式会社 代表取締役社長
	市村	輝男	長岡トラック株式会社 代表取締役
	浅間	博	公益社団法人 新潟県トラック協会 専務理事
代理	竹田	紀稔	厚生労働省 新潟労働局 労働基準部長
代理	林	伸治	国土交通省 北陸信越運輸局 自動車交通部長

配 席 図

敬称略



コンサルティング事業について

平成30年度の労働時間改善に向けた取組について

コンサルティング事業の実施

○平成28～29年度に実施のパイロット事業に引き続き、平成30年度はコンサルティング事業を実施

○パイロット事業では、全国47都道府県で実施したが、コンサルティング事業では、地域を限定して実施
(各ブロックごとに原則として2地域)

【コンサルティング事業での実施が想定される取組(例)】

- ・パイロット事業の中で新たに把握した課題の改善に関する取組
- ・パイロット事業でこれまでに取り組んだ課題の深掘りに関する取組等

○引き続き、発荷主、着荷主、運送事業者による集団にコンサルタントを入れ、取組の効果を検証

○取組の成果については、ガイドラインの改訂により、周知、普及促進を図る予定

トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策（新規）

○趣旨・目的

トラック運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題となっている。これらの背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題が挙げられる。荷主はトラック運転者と雇用関係になく、労働基準関係法令上の義務主体である「使用者」とはならないが、荷主の協力を得て手待ち時間等を削減しなければ、トラック運転者の長時間労働の改善を図ることはできない。

これまで、荷主及びトラック運送事業者が協力しながらトラック運転者の労働時間短縮を目指す実証実験（平成28・29年度委託事業）を行い、改善モデルの蓄積を図ったところであるが、その成果を業界全体に波及させていくため、

- ① 荷主及びトラック事業者に向けたハンドブック、パンフレット、実証実験における好事例を紹介する動画等のコンテンツを作成するとともに、経営情報誌や経営者向けメールマガジンサービスに広告を掲載することにより、実証実験における改善事例や具体的な改善の進め方を周知し、トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主及びトラック事業者の理解の向上を図る。
- ② 荷主及びトラック事業者に対して専門家によるコンサルティングを実施し、問題点の分析及び最適な改善モデルの適用を図り、トラック運転者の労働時間短縮に向けた取組を支援する。

こうした対策により、トラック運転者の長時間労働を抑制することで、過重労働による健康障害を防止し、安全衛生の確保・向上等を図ることを目的とする。

① 周知用コンテンツの作成

○ 改善ハンドブックの作成

フローチャートや事例集を盛り込み、課題の見極めや具体的な改善策の選択・実行に活用

○ 荷主向けパンフレットの作成

トラック運転者の労働時間短縮、取引条件の適正化に向けて、荷主が留意すべきポイントを解説

○ 実証実験の取組を動画で紹介

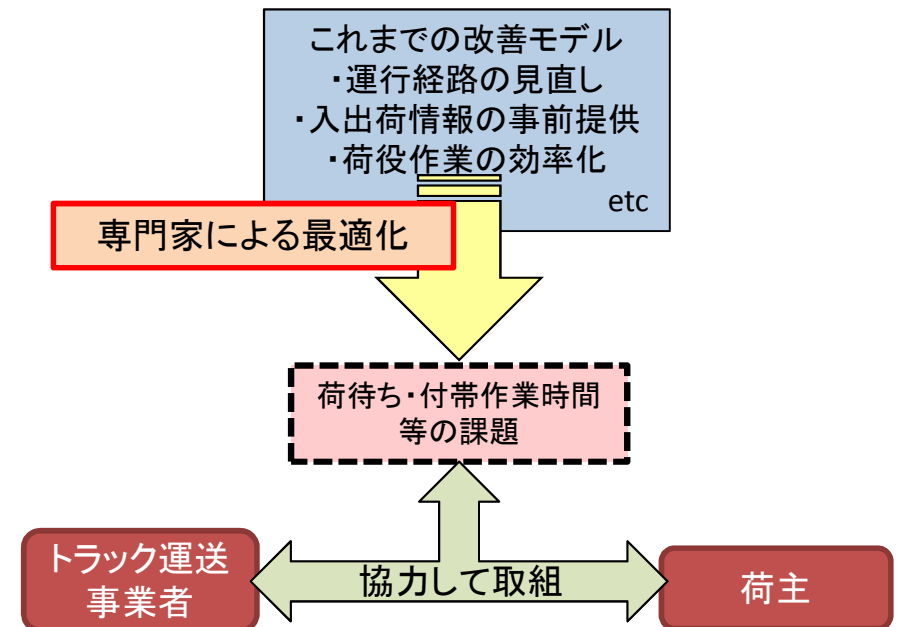
好事例を動画で紹介することにより、改善のイメージを具体化

○ 経営情報誌、経営者向けメールマガジンへの広告掲載

あらゆる業種の経営者に広く情報発信し、トラック運転者の長時間労働問題に対する理解を向上

② コンサルティングの実施

専門家のコンサルティングにより、これまでの実証実験の成果から最適な改善モデルを適用し、改善につなげる。※ 8都道府県×1集団に対して実施



コンサルティング事業の活動状況について

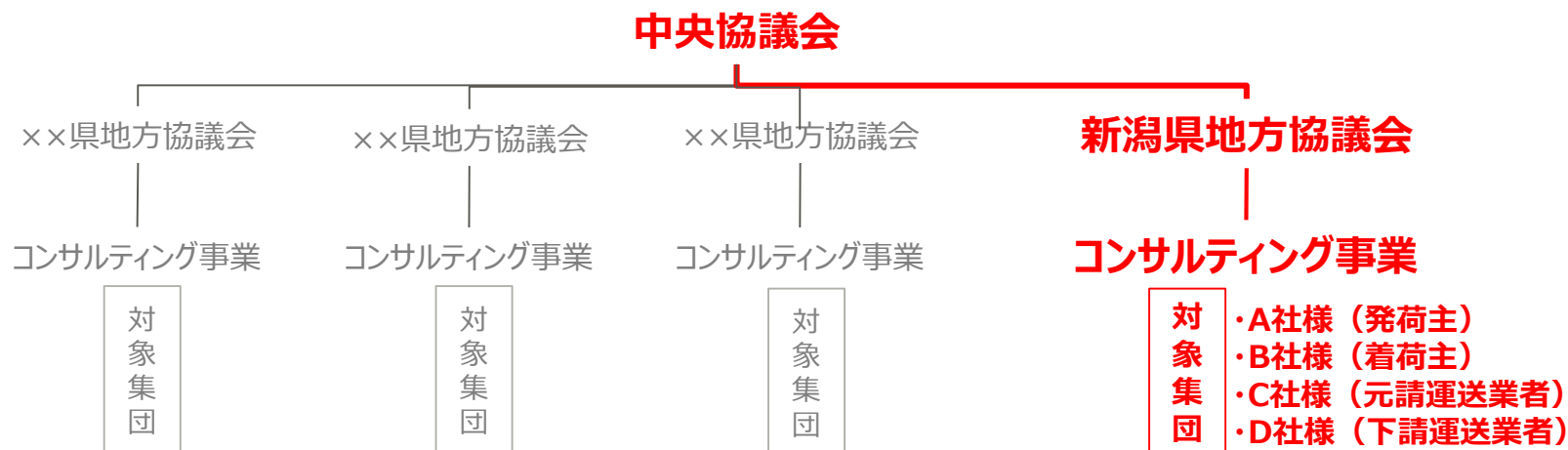
2018年8月6日

株式会社富士通総研

- 1．コンサルティング事業実施の「背景」と「目的」
- 2．コンサルティング事業の「実施ステップ全体像」
- 3．「実態調査準備フェーズ」
 - (1) チェックリストについて
 - (2) データ分析について
 - (3) 疲労蓄積度自己診断チェックリストについて
 - (4) 運行基本情報について
- 4．分析結果
- 5．今後の予定

1.コンサルティング事業実施の「背景」と「目的」

協議会の推進体制



パイロット事業実施の「背景」と「目的」

■ 背景

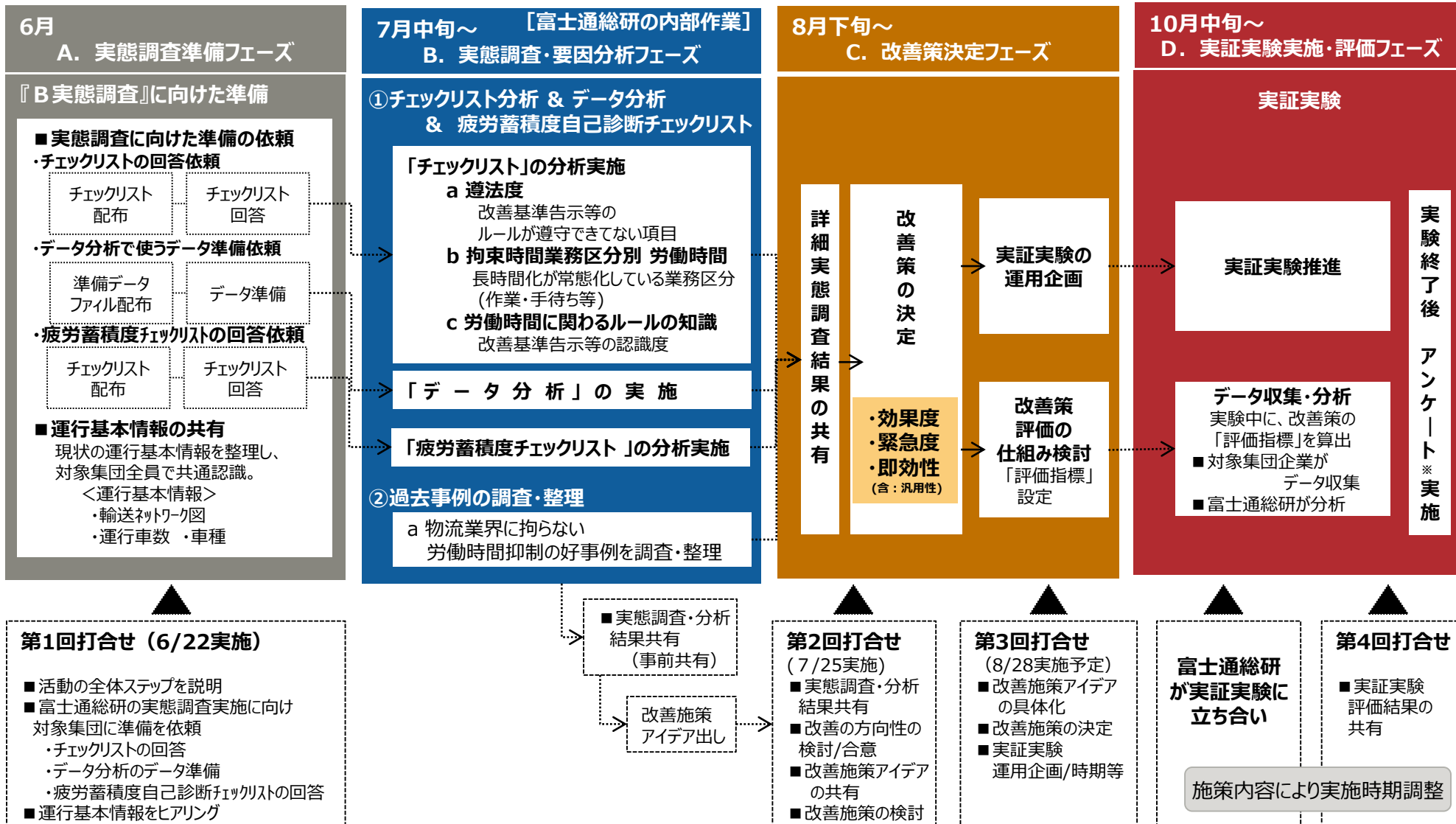
トラック運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令違反が高水準で推移し、また脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているなど、労働条件の改善が喫緊の課題となっている。

これら背景として荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題が挙げられる。

■ 目的

この背景を踏まえ、荷主及び貨物運送事業者が協力しながらトラック運転者の労働時間短縮を目指す実証実験を行い、改善モデルの蓄積、及びその成果の業界全体への波及を目的として本事業を実施する。

2.コンサルティング事業の「実施ステップ全体像」



3.実態調査フェーズ

「Ⅰ. 実態調査準備フェーズ」は、「Ⅱ. 詳細実態調査・要因分析フェーズ」実施に向けて、4つの項目を実施。

- (1)対象集団の全企業に、「チェックリスト」の回答を依頼。
- (2)対象集団の元請・あるいは実運送事業者に、運送実績データ・発注情報の準備を依頼。
- (3)元請・あるいは実運送事業者に、「疲労蓄積度自己診断チェックリスト」回答を依頼。
- (4)対象集団の全企業に、現状の運行基本情報をヒアリング。

(1)チェックリストの配布

- ・対象集団の労働時間短縮に向けた問題点等の「思い」をアンケート方式で確認。
- ・チェックリストは、発荷主/着荷主/元請運送事業者/実運送事業者別に用意

(2)データ分析実施に向けたデータ準備依頼

- ・運行実績データと発注情報をベースに、弊社が、定数的に実態を把握し分析

(3)疲労蓄積度自己診断チェックリストの配布

- ・長時間労働の加え、ドライバーの疲労蓄積度をアンケート方式で確認。

(4)運行基本情報のヒアリング → 「もの」と「情報」の流れ

- ・本日、輸送ネットワーク等をヒアリングにて弊社が確認。

【 ご 依 頼 先 】

発荷主	着荷主	元請	実運送
☐	☐	☐	☐
		☐ or ☐	☐
		実際の運送を担ってらっしゃる企業	
		☐ or ☐	☐
		実際の運送を担ってらっしゃる企業	
☐	☐	☐	☐

3. (1) チェックリストについて

1. チェックリスト実施の主目的

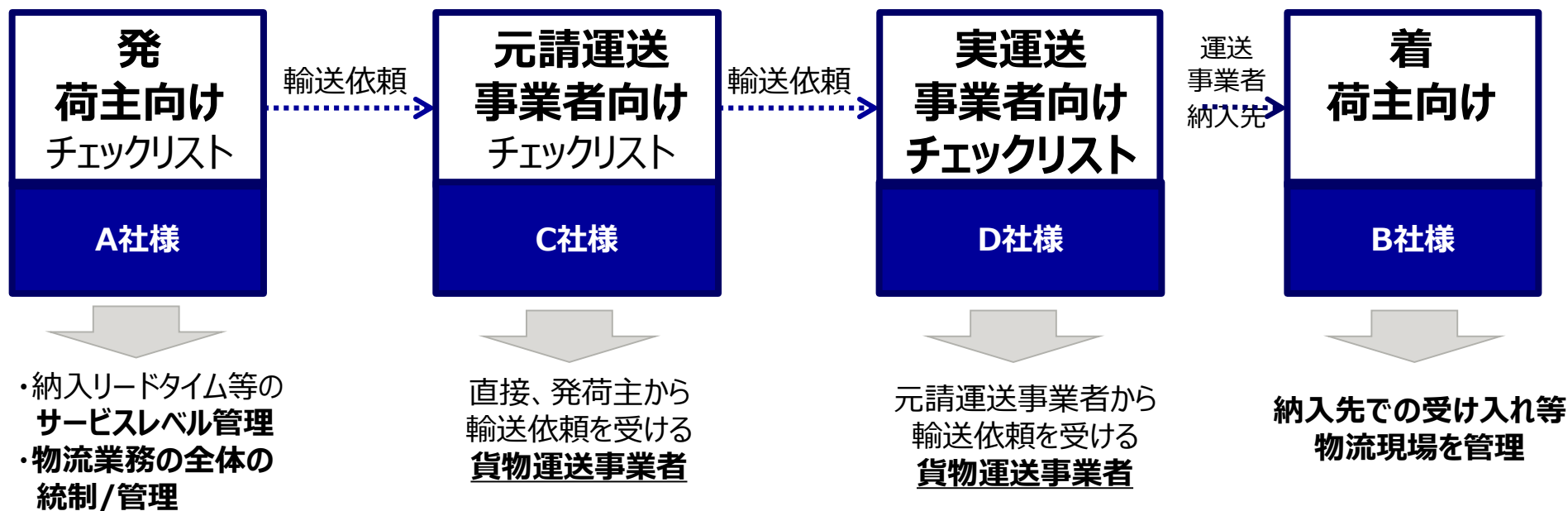
長時間労働が常態化、あるいは高頻度で発生している拘束時間の業務区分を洗い出し、発生原因と解決の方向性に関する「思い」を確認する事を主目的として実施。

2. チェックリストにご回答いただく対象者

発荷主・元請運送事業者・着荷主の方々

※チェックリストは、対象者ごとに作成(個々の内容は、今から説明)。
 ※具体的な回答者は、チェックリストの内容を踏まえ、各社でご判断願います。
 ※ご回答頂く人数は各社にお任せ致しますが、各社1名以上の回答をお願いいたします。

ご回答者の位置付けの概観



3. (2) データ分析について

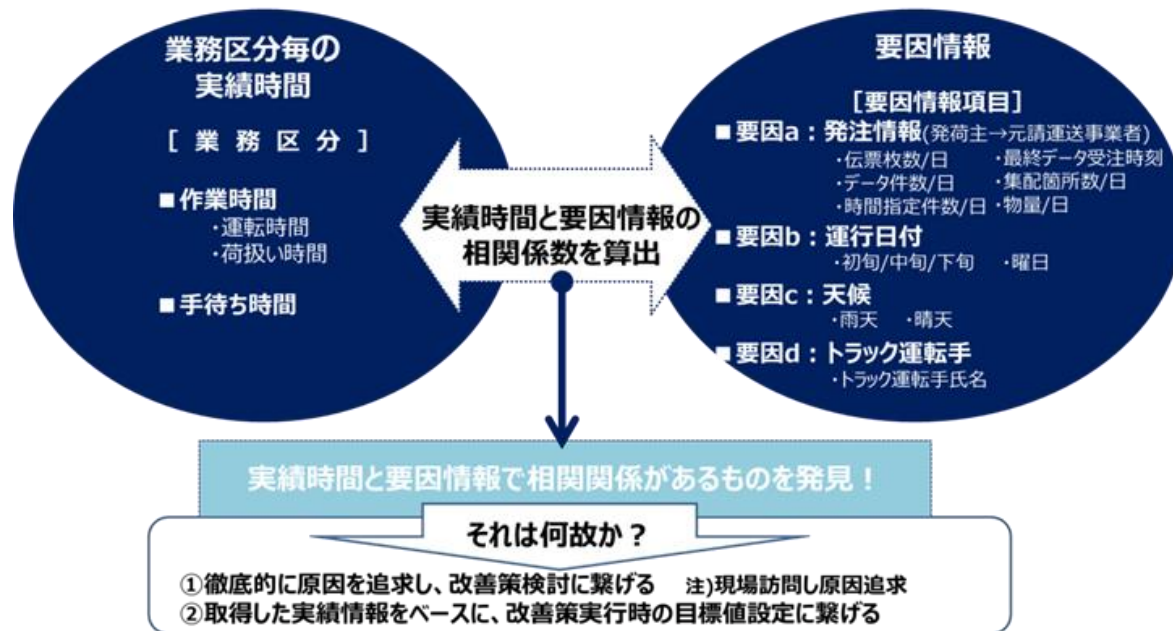
1. データ分析実施の主目的

チェックリストの回答に加え、徹底したデータ主義に則り、定数的実態把握と、気付いていない長時間労働の発生要因も併せて発掘する。

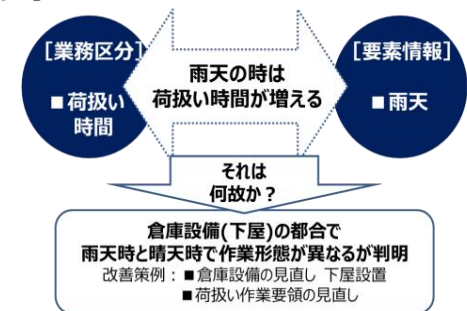
2. データ分析の実施内容

「日々の運行実績データ」「発注情報」を活用し、
「どんな要因」が「どの業務区分の実績時間」の増減に影響を与えているかを分析。

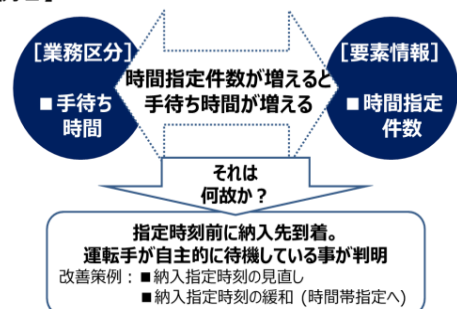
【データ分析で実施する相関分析イメージ】



【例1】



【例2】



3. (2) データ分析について（データ項目）

デジタコ等の配送日報データより取得

発注情報：配車システムや庫内システムの情報システムより取得

運行 日付	車 番	車 種	運転手 名	始業 時刻	終業 時刻	合計 拘束時間	内 運転時間	内 荷扱時間	内 荷待時間	合計 伝票枚数	合計 データ件数	最終データ 受信時刻	集配 箇所数	内 時間指定あり 箇所数	合計 物量
■エクセルシート（別紙：分析用実績データ入力シート参照） ■入力単位：1運行を、1行に入力 ■データ対象期間は、通常月1ヶ月分の実績データ															

【データ項目の説明】

※ 1 行の単位 日々運行実績の「1 運行」を「1 行」に入力。出庫から帰庫までを「1 運行」と勘案。始業から終業までに「複数回送」する場合は、1 回送単位を 1 行に入力。

データ項目	入力	内容	入力 例
運行日付	数字	出発日付	8月3日 の場合：0803
車番	数字	4桁数字のみ	車番・8-31 の場合：831
車種	数字	積載可能トン数	10トン車の場合：10
運転手名	文字	匿名でもOK	沖原の場合：OK等の随意
始業時刻	数字	1 運行の 始業時刻	8月3日午後9時の場合： 2100（日付入力は不要）
終業時刻	数字	1 運行の 終業時刻	8月4日午前10時の場合： 1000（日付入力は不要）
合計 拘束時間	数字	始業から終業まで の拘束時間合計	12時20分の場合： 時間：12 分：20 と入力
内 運転時間	数字	拘束時間の中の 運転時間合計	3時30分の場合： 時間：3 分：30 と入力

データ項目	入力	内容	入力 例
内 荷扱時間	数字	棚入れ・仕分け・梱包・ラベル貼等の附帯 作業も含めた荷扱い作業時間の合計	4時45分の場合： 時間：4 分：45 と入力
内 荷待ち時間	数字	集配先で荷待ちをしている時間の合計	1時45分の場合： 時間：1 分：45 と入力
合計 伝票枚数	数字	1運行全集配先の合計伝票枚数	23枚の場合：23
合計 データ件数	数字	全伝票の合計行数 ※伝票の1行を、1データ	46行の場合：46
最終データ 受信時刻	数字	発荷主からの発注情報の最終受信時刻	8月31日午後9時5分の場合 ：08312105（日付要）
集配箇所数	数字	集荷/配送の軒数合計	10軒の場合：10
内 時間指定 あり箇所数	数字	集荷/配送の軒数のうち、時間指定がある 軒数 ※AM指定等の時間帯指定含む	3軒の場合：3
合計物量	数字	最大時（出庫時）の積載物量。（m3 or kg）	22m3の場合：22 1650kgの 場合：1650

3. (3) 疲労度蓄積自己診断チェックについて

1. 実施の主目的

本事業は、「ドライバーが、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種である事」が背景のひとつとなっています。但し、脳・心臓疾患の労働時間に関わる発症要因は、長時間労働だけでなく「**不規則な勤務**」「**深夜の勤務**」も懸念すべき発症要因です。

そこで、より広義な視点に立ち、**ドライバーの「身体的負荷の軽減」も考慮する活動も、併せて展開したいと考えております。**

2. 実施方法

厚労省労働基準局が公開している「**疲労蓄積度自己診断チェックリスト**」を活用。

労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

記入年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

1. 最近1か月の自覚症状について、各質問に最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. イライラする	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
2. 不安だ	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
3. 落ち替かない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
4. ゆううつだ	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
5. よく眠れない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
6. 体の調子が悪い	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
7. 物事に集中できない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
8. することに気配りが多い	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
9. 仕事中、誰い周囲に響かれる	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
10. やる気がない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
11. へとへとだ (腰抜けを除く)	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
12. 朝、起きた時、ぐったりした感を感じる	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
13. 以前とくらべて、疲れやすい	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)

<自覚症状の評価> 各々の答えの()内の数字を全て加算してください。 合計 点

I	0～3点	II	4～7点	III	8～14点	IV	15点以上
---	------	----	------	-----	-------	----	-------

2. 最近1か月の勤務状況について、各質問に最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. 1か月の勤務外労働	☐ 少ない (0)	☐ 多い (1)	☐ 非常に多い (3)
2. 不規則な勤務 (予定の変更、突発的な仕事)	☐ 少ない (0)	☐ 多い (1)	☐ 非常に多い (3)
3. 出張に伴う負担 (頻度・拘束時間・時差など)	☐ 少ない (0)	☐ 多い (1)	☐ 非常に多い (3)
4. 深夜勤務に伴う負担 (※1)	☐ 少ない (0)	☐ 多い (1)	☐ 非常に多い (3)
5. 休憩・仮眠の時間数及び質	☐ 少ない (0)	☐ 多い (1)	☐ 非常に多い (3)
6. 仕事についての精神的負担	☐ 少ない (0)	☐ 多い (1)	☐ 非常に多い (3)
7. 仕事についての身体的負担 (※2)	☐ 小さい (0)	☐ 大きい (1)	☐ 非常に大きい (3)

※1: 深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯 (午後10時～午前5時) の一部または全部を含む勤務を言います。

※2: 肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的負担での負担

<勤務状況の評価> 各々の答えの()内の数字を全て加算してください。 合計 点

A	0～2点	B	3～5点	C	6～8点	D	9点以上
---	------	---	------	---	------	---	------

※ このチェックリストは疲労の蓄積を自覚症状と仕事の側面から評価し、その負担度を見ています

3. 総合判定

次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、あなたの仕事による負担度の点数 (0～7) を求めてください。

【仕事による負担度点数表】

	勤務状況				
	A	B	C	D	
自覚症状	I	0	1	2	3
	II	1	2	3	4
	III	2	3	4	5
	IV	3	4	5	6

※ 睡眠障害や高血圧症等の疾病がある場合は、負担度を1点以上高く評価してください。

⇒ あなたの仕事による負担度の点数は: 点 (0～7)

判定	仕事による負担度	
	点数	判定
	0～1	低いと考えられる
	2～3	仕事による負担度を判定
	4～5	高いと考えられる
	6～7	非常に高いと考えられる

4. 疲労蓄積予防のための対策

あなたの仕事による負担度はいかがでしたか？本チェックリストでは、健康障害防止の観点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、仕事による負担度が判定できます。負担度の点数が2～7の人は、疲労が蓄積されている可能性があります。チェックリストの2.に掲載されている「勤務状況」の項目(点数が1または3である項目)の改善が必要です。個人の数量で改善可能な項目については自分でそれらの項目の改善を行ってください。個人の数量で改善不可能な項目については、上司や産業医等に相談して、勤務の状況を改善するように努力してください。なお、仕事以外のライフスタイルに原因があって自覚症状が多い場合も見受けられますので、睡眠や休養などを見直すことも大切なことです。疲労を蓄積させないためには、負担を減らし、一方で睡眠・休養をしっかり取る必要があります。労働時間の短縮は、仕事による負担を減らすと同時に、睡眠・休養を取りやすくすることで、効果的な疲労蓄積の予防法のひとつと考えられています。あなたの時間外労働時間が月45時間を超えていれば、是正、労働時間の短縮を検討してください。

【参考】時間外労働と脳血管疾患・虚血性心疾患との関連について

時間外労働は、仕事による負担を大きくするだけでなく、睡眠・休養の機会を減少させるので、疲労蓄積の重要な原因のひとつと考えられています。時間外労働の増加とともに脳血管疾患の発症率も増加する傾向が認められています。この関係性を下表に示しますので参考にしてください。

時間外労働と「脳血管疾患」の関連性を解説

時間外労働時間	月45時間以内	時間外労働時間が増加するとともに脳血管疾患のリスクは徐々に高まる	月100時間または2～6か月平均で月90時間を超える
健康障害のリスク	低い	00 →	高い

3. (3) 疲労度蓄積自己診断チェックについて

3. ご回答頂きたい方

本対象集団の輸送に、定期的に従事なさっているドライバー（5名程度でOKです）

4. 分析範疇と分析イメージ

■ 分析範疇

「疲労蓄積度自己診断チェックリスト」で洗い出される様々な内容は、
「精神的負担」や「暑熱作業」等、**広範囲に亘った身体的負荷が表出化されますが、**
今回は、コンサルティング事業の対象領域である「**労働時間**」の範疇に絞った活用をしたいと考えております。

■ 分析イメージ



5. その他

疲労蓄積度自己診断チェックリストは、**今回のコンサルティング事業の実施範疇とは別枠で、実施を検討している内容です。**
最終的な実施是非は、対象集団の皆さまと調整のうえ決定させていただきます。

3. (4) 運行基本情報について

1. 運行基本情報ヒアリングの目的

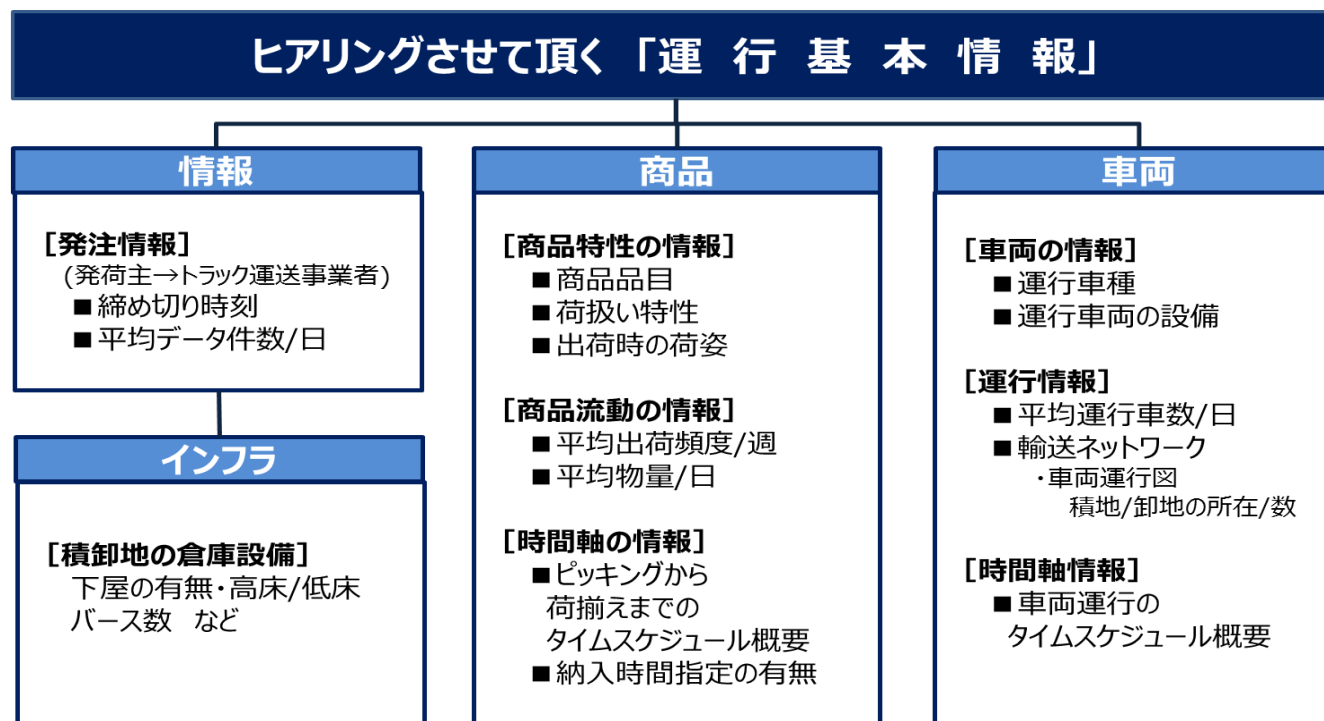
- ・メンバー全員が、運行の全体像に関する共通認識を持ち詳細検討に臨む事で、検討の効率化/円滑化に繋げる。
- ・富士通総研が、基本情報を理解する。

注)あくまでも運行の全体像に関する共通認識を持つ事が目的です。

日々の運行実態では、様々なケースが生じている事は考えられますが、情報精度を求めるものでなく、あくまでも基本となる情報を整理させて頂く事を目的としております。

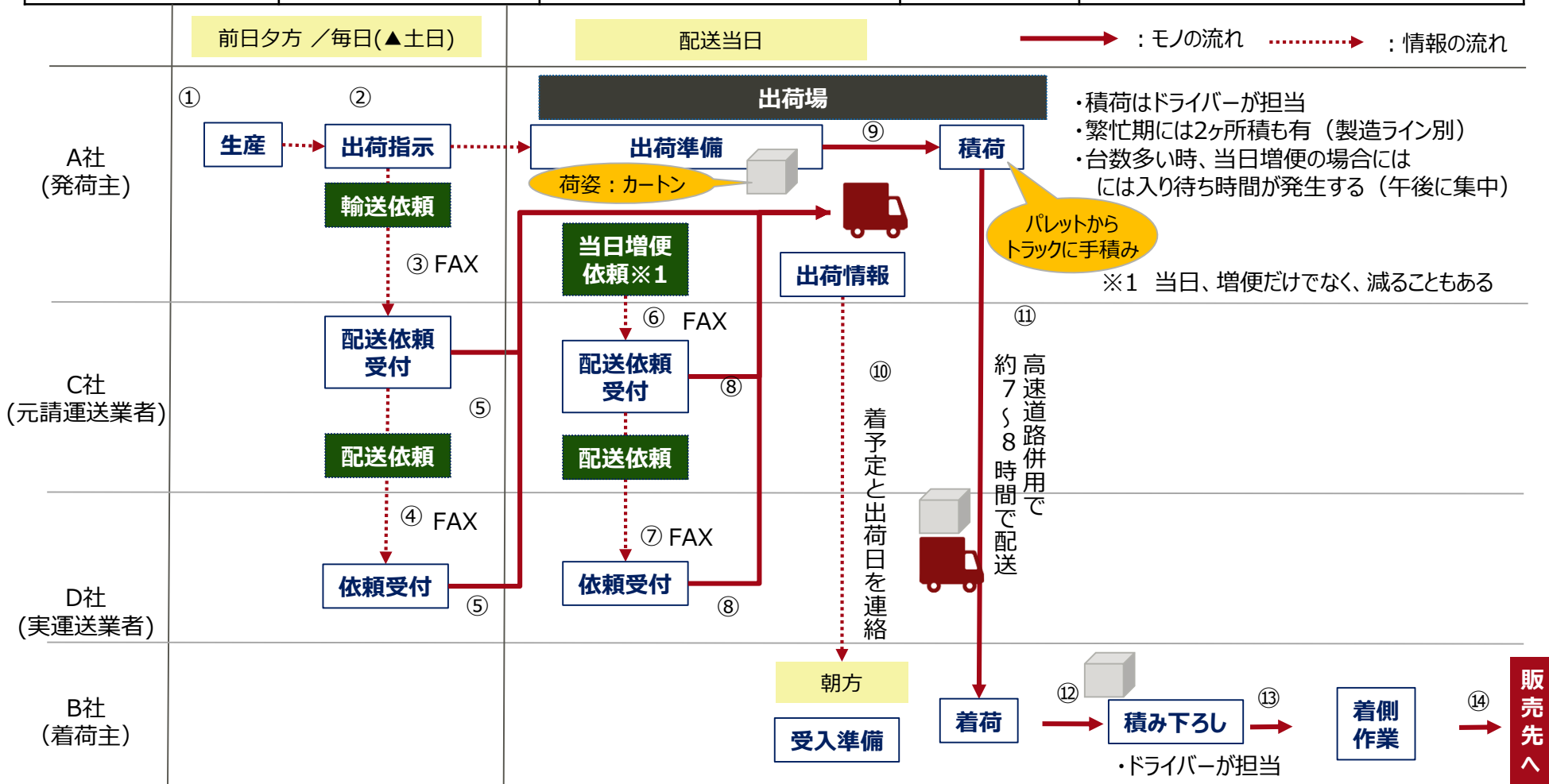
2. ヒアリングする運行基本情報

- ・本日、富士通総研がヒアリングさせて頂きます。
- ・本日のヒアリング結果は、富士通総研にて整理のうえ、参加企業にメールにて後日送付させて頂きます。



3. (4) 運行基本情報について (結果)

運行の概要	積載商品	納入便数/日 (≠ 車数/日)	納入サイクル	荷扱い作業
A社⇒B社	●XX	納入便数/日 = 1～2便/日	毎日(▲土日)	全てドライバー ※パレットで仮置されている商品を、手積にて実施。



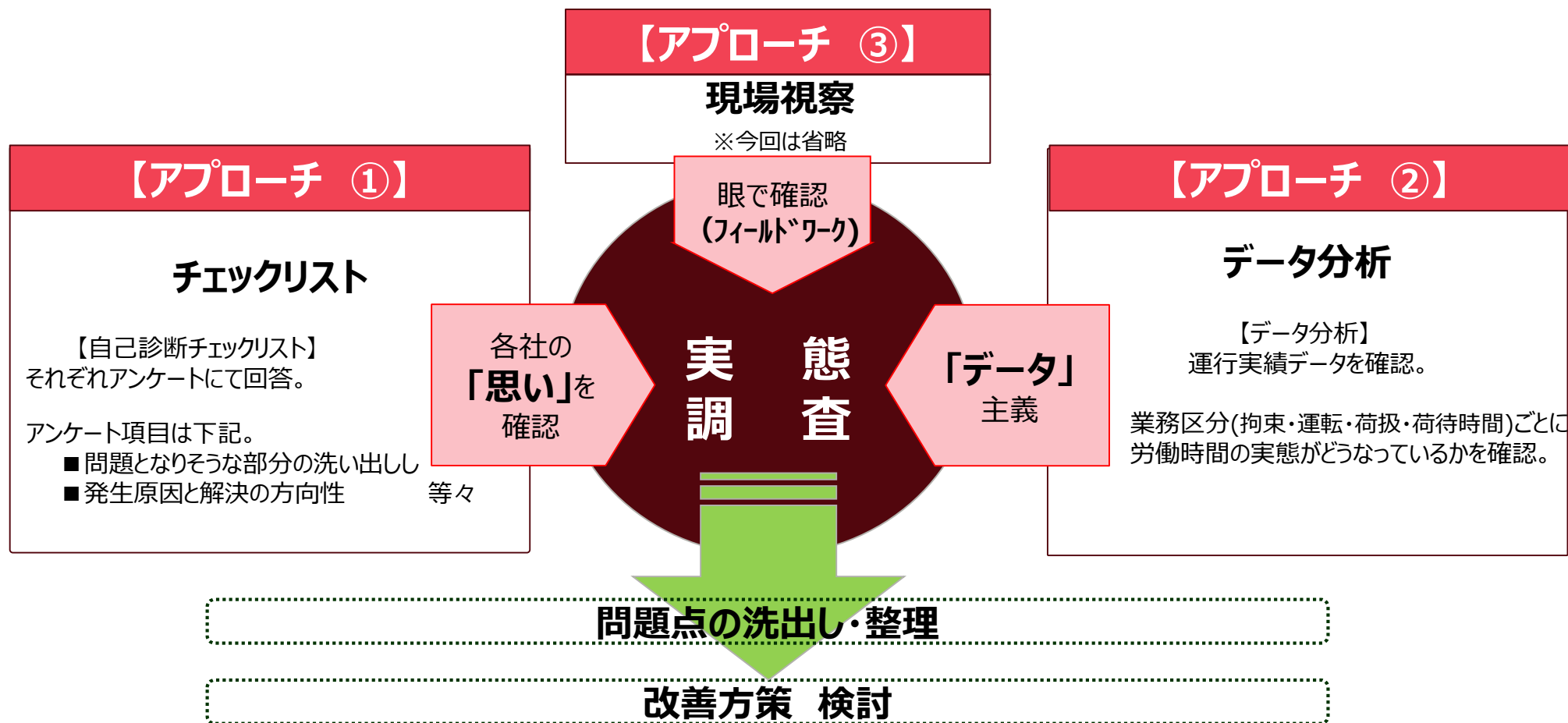
4. 分析結果 実態調査の「3つのアプローチ」

実態調査は3つのアプローチで実施し、改善方策検討につなげます。

アプローチ①：チェックリスト

アプローチ②：データ分析

アプローチ③：現場視察



4. 分析結果 チェックシート分析

問題認識

総評

業務区分		C社	D社
荷扱い	積み込み	作業負荷が高いと指摘	削減は指摘
	荷卸し	作業負荷が高いと指摘	
待ち	積み込み	車両滞留による指摘	
	荷卸し	順番待ちを指摘	指摘無し

荷主側の問題認識

- A社様：積み込み作業の改善が必要であると問題認識あり
- B社様：チェックリスト記載はないが、過去解決策提案の実績あり
- A社様：時刻指定など改善が必要であると問題認識あり
- B社様：チェックリストへの記載はないもの今回解決策提示

解決の方向性

総評

■ 積み込み/荷卸し作業時間削減

- C社様/D社様双方が、機械化の実施を要望。
※A社様は、荷役料込の料金であるとの認識

- 人的支援でなく、機械化の方向性で

現状の手積みからパレタイズ化の可能性を認識

A社様は荷主の協力可能性として想定事項として記述

B社様は、記載はないが過去にパレタイズ化の提案を実施しており実現可能性が高い

■ 手待ち時間削減

- C社様/D社様双方が、積み込み時の車両滞留待ち時間の短縮を要望
A社様は荷主の協力可能性として想定事項として記述。
B社様は、記載はないが、入荷予約制度の提示（システム活用）

①データの対象

今回の対象事業で運行している「日々の運行実績データ」

②データの期間

2017年5月7日～7月1日

③データの原資

運行車両のデジタコデータ

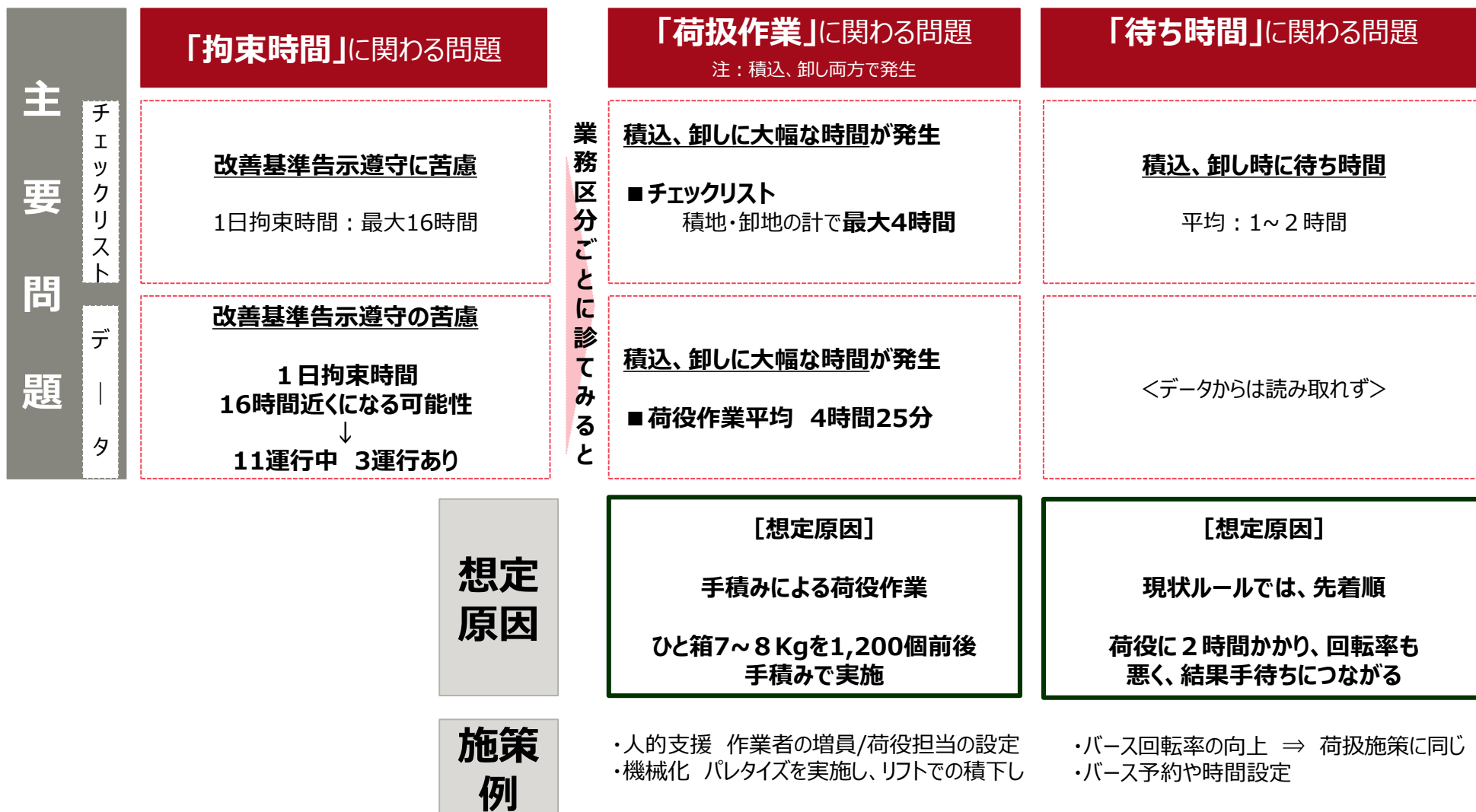
④データ項目

運行日付 (出発日付)	車番 (下4桁)	車両サイズ (トン数)	運転手名 (匿名可)	始業時刻	終業時刻	拘束時間		内 運転時間		内 荷扱時間		内 荷待ち時間		合計 伝票枚数	合計 データ件数 (伝票の行数)	最終発注データ 受信時刻 (月日時分を8桁)	集荷・配送の 軒数	内 時間指定の ある軒数	合計物量 m ³ / kg どちらかで統一
						時間	分	時間	分	時間	分	時間	分						
0507	9860	10		915	845	16	45	9	45	4	15			2	7	05021608	2	0	9,840.0
0515	2384	10		900	715	14	0	8	30	3	45			2	7	05141715	2	0	9,464.0

※データ1行は、運行単位(≠車両単位)

- ・現時点でのデータは、C社様の運行実績データのためのため、件数が11件となっている。
実際には、傾向などの分析を実施する形を予定しているが、件数が少ないため、現行での見える形での結果の報告となります。

4. 分析結果 結果



- 方向性としては、「荷役の削減」、「手待ち時間の削減」で施策を検討する。
- 各社から、「実施できること」をアイデアとして抽出してもらい、次回の検討会（8/28予定）で実施施策の決定を行う予定。
- ただし、実施に当たっては、検討会出席者だけでなく、関連部門との調整必要ことなどを「実施にあたっての課題」として考慮し本事業での実施範囲を検討する。

2018 年 7 月 13 日

改正標準運送約款、長時間労働抑制（働き方改革） に関するフォローアップ実態調査（案）

（１）調査対象者

調査対象者は、トラック運送事業者とする。3 県合計で 2541 事業者（H29/03/31 時点）

- ①各県トラック協会の会員事業者 全数
- ②各県トラック協会の非会員 全数
- ③各県の主要な荷主事業者・・・各県 約 200 程度

調査案は以下の通り 2 案ある。

調査案 1：トラック運送事業者のみを対象に調査を実施

調査案 2：トラック運送事業者及び荷主事業者を対象に調査を実施

（２）調査内容

○トラック運送事業者向けの調査内容

○事業者の属性：車両台数、地域、所属支部

① 改正標準約款に関する事項

- 現在の実態：①別建て収受など、取引条件の実態、②別建て収受事例の有無、③改正運送約款内容の理解、④契約書面化の有無、⑤問題のある取引先の有無（荷種）、⑥待機時間、附帯作業の実態（どのくらいの時間を要しているか）、⑦具体的な契約内容（改善ケース）
- 事業者の取組等：①原価計算実施の有無、②現場確認、調査の実施の有無、③見積りができる営業担当者の育成状況、④交渉、話合いの展開の有無、交渉回数、⑤取引先の反応
- 普及の阻害要因：①荷主等の相手方要因、②元請等の要因、③自社要因、④行政の支援等の実態を把握、望まれるサポート
- 今後の取組の意向：改正運送約款を踏まえた今後の対応の意向

②長時間労働抑制に関する事項

- 人材不足感
- 改善基準告示の遵守状況
- 長時間労働抑制に向けた取組：①国等の取組状況の認知、②長時間労働抑制に向けた具体的な取組の有無、③取組みしていない場合には、その理由
- 賃上げなど、労務制度の見直し、検討状況

○働き方改革の上限時間に関する評価と意見

○今後、望まれるサポート内容他

○荷主・倉庫事業者向けの調査内容

○事業者の属性：売上高、地域

① 改正標準約款等に関する事項

○現在の実態：①取引条件の実態、②別建て支払の有無、③改正約款、荷主勧告、待機時間の記録の義務付け等の認知、理解、④契約書面化の有無、⑤待機時間、附帯作業の実態（どのくらいの時間を要しているか）、⑦具体的な契約内容（改善ケース）、⑧現場確認

○事業者からの申入等：トラック運送事業者からの申入れの有無と比率

○見直しの検討状況

○今後の取組の意向：改正運送約款を踏まえた今後の対応の意向

② 長時間労働抑制に関する事項

○改善基準告示内容の認知と理解、同基準の遵守状況の認知、遵守させるための荷主としての具体的対応措置

○長時間労働抑制に向けた取組：①国等の取組状況の認知、②長時間労働抑制に向けた具体的な取組の有無、③取組みしていない場合には、その理由

○待機時間、積込・取卸作業等の見直し状況

①現場の問題把握、②運送事業者との意見交換、③改善への取組意向

○今後、望まれるサポート内容他

（３）調査方法

○トラック協会の会員事業者 全数

・調査費を節減するため、トラック協会の機関誌等と調査票を一緒にご送付していただくことをご相談させていただきたい

・回答は郵送回答方式とせず、ファックスまたはWEB画面から回答

※県トラック協会様のご意向に即して対応をさせていただきます

○トラック協会の非会員 全数

・委託先より送付。回答はファックスまたはWEB画面からの回答。

○主要な荷主

・電子メールまたは送付書類により調査を依頼。

・回答はファックス、WEB回答とする

※調査にあたっては、経済産業局に通し、その後各荷主団体、商工会等の会員を対象とした調査実施を想定。

(4) 調査スケジュール

平成30年 8～9月 調査内容の検討
平成30年 9～10月 調査期間
平成30年11～ 2月 調査結果まとめ(4県別及び全体)

(5) 活用イメージ

県内のパイロット事業2か年の成果、トラック運送事業者の意識、取組状況等を把握し、今後の取組につなげていくことができる。また、地方協議会において調査結果を検討し、今後の方向性を検討するなど、協議会のテーマにすることができる。

規模別、支部単位別にクロス集計することも可能であるため、今後のセミナー開催など、改正標準約款を踏まえた対応の促進、長時間労働抑制に向けたきめ細かなサポートを展開することができる。(各県のご要望に応じて、クロス集計を実施)

(6) 概算費用

案1 調査対象：トラック運送事業者に限定する場合

概算 1県当り ■■■■■ 円(税抜)

案2 調査対象：トラック運送事業者及び主要な荷主とする場合

概算 1県当り ■■■■■ 円(税抜)

(7) 委託予定の事業者

日本PMIコンサルティング株式会社

※富山県トラック協会にて長時間労働抑制に向けたコンサルティング事業を実施

以上

平成 30 年 7 月 11 日

一般社団法人新潟県商工会議所連合会 御中
一般社団法人新潟県経営者協会 御中
新潟県中小企業団体中央会 御中
全国農業協同組合連合会新潟県本部 御中
陸上貨物運送事業労働災害防止協会新潟県支部 御中
建設業労働災害防止協会新潟県支部 御中
一般社団法人新潟県労働基準協会連合会 御中

厚生労働省 新潟労働局
国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局
公益社団法人新潟県トラック協会

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、他の産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあること等から、物流を支えるトラックドライバーの確保が難しい状況になってきております。

このような中、政府では、昨年 8 月に、自動車運送事業の長時間労働を是正するための環境を整備することを目的として、トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちにに取り組む施策」を取りまとめたところです。

この施策の一つとして、取引環境の適正化を図るため国土交通省では、昨年 11 月に、荷主とトラック運送事業者との間の運送契約に関する契約条項のひな型となっている「標準貨物自動車運送約款」（平成 2 年運輸省告示第 575 号）の一部を改正し、適正な運賃・料金を収受するための環境整備を図ったところですが、荷主の皆様にも、「標準貨物自動車運送約款」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の収受ルールについて理解を深めて頂き、新たなルールの下で運送委託をして頂くことが重要と考えております。

更には、トラック運送事業者には守るべき労働時間のルールとして「改善基準告示」が定められており、荷主の指示等を起因として、この告示に違反する過労運転等が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合があります。

こうした制度等の内容について荷主の皆様のご理解を深めて頂くため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省及び公正取引委員会では、標準貨物自動車運送約款の改正内容を周知するためのリーフレット等各種の啓発資料を作成しております。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請法に抵触する場合もございます。

つきましては、より多くの荷主の皆様に周知致したく、これらのリーフレット等を送付致しますので、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮を頂ければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、何卒趣旨をご理解頂き、適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けて、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

< 問 合 せ 先 >

○新潟労働局労働基準部監督課

TEL : 025-288-3503

○新潟運輸支局輸送・監査部門

TEL : 025-285-3124

○公益社団法人新潟県トラック協会

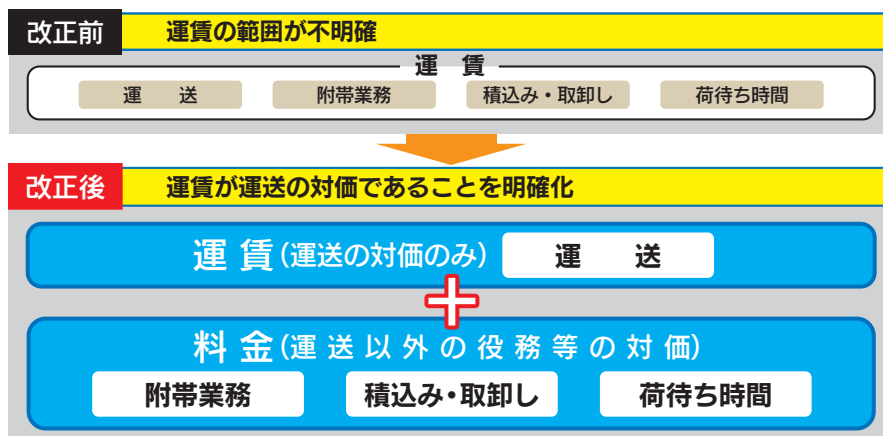
TEL : 025-285-1717

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わりました。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

① 「運賃」と「料金」の区別を明確化しました

運賃が運送の対価であることを明確化します。



※平成26年1月の改正により運賃・料金とは別に、燃料サーチャージと有料道路利用料を収受することが明確化されました。

② 「待機時間料」を新たに規定しました

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 附帯業務の内容をより明確化しました

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主が行うべきこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
 - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者にその対価となる料金を支払う。**
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問合せ先

国土交通省貨物課 ☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課 ☎ 011-290-2743

東北運輸局貨物課 ☎ 022-791-7531

関東運輸局貨物課 ☎ 045-211-7248

北陸信越運輸局貨物課 ☎ 025-285-9154

中部運輸局貨物課 ☎ 052-952-8037

近畿運輸局貨物課

☎ 06-6949-6447

中国運輸局貨物課

☎ 082-228-3438

四国運輸局貨物課

☎ 087-802-6773

九州運輸局貨物課

☎ 092-472-2528

沖縄総合事務局陸上交通課

☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。

荷主の皆様へ…トラック運送事業者の法令違反行為に 荷主の関与が判明すると荷主名が公表されます！

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期に協力要請を行うなど、新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

1 「ドライバーの労働時間のルール違反」(過労運転防止措置義務違反)

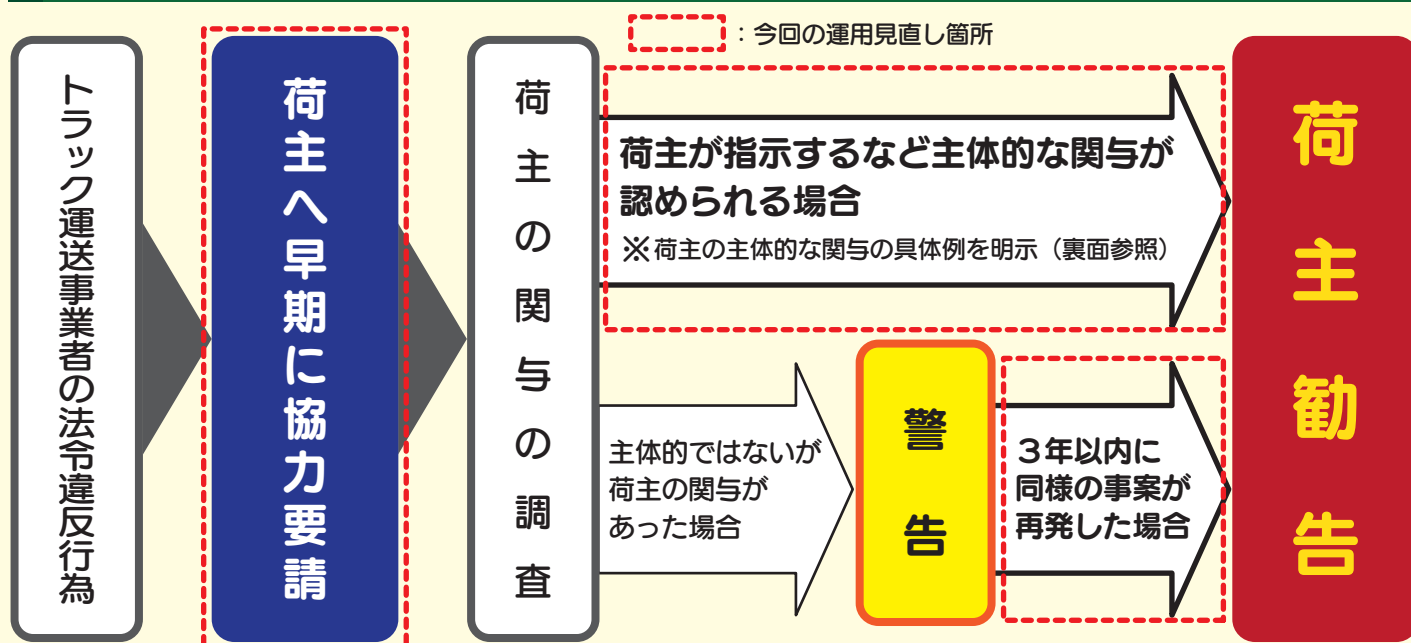
労働時間の主なルール (平成13年8月20日 国土交通省告示第1365号)

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1 か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・継続 8 時間以上
運転時間	・2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 ・2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内
連続運転時間	・4 時間以内

2 「道路法(車両制限令)違反」(車両の総重量、軸重等の一般的制限値又は許可値を超える車両の運行)

3 「道路交通法違反」(過積載運行、速度超過等)

新たな荷主勧告制度の概要



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

荷主勧告に該当すると想定される荷主の主体的な関与の具体例

荷主の関与についての調査（荷主勧告該当性調査）を実施

① 荷待ち時間の恒常的な発生



② 非合理的な到着時刻の設定



③ やむを得ない遅延に対するペナルティ



④ 重量違反等となるような依頼



調査の結果、上記の事例に
該当する場合

荷主勧告を発動

荷主名の公表

「荷主勧告制度」とは？

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適切な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

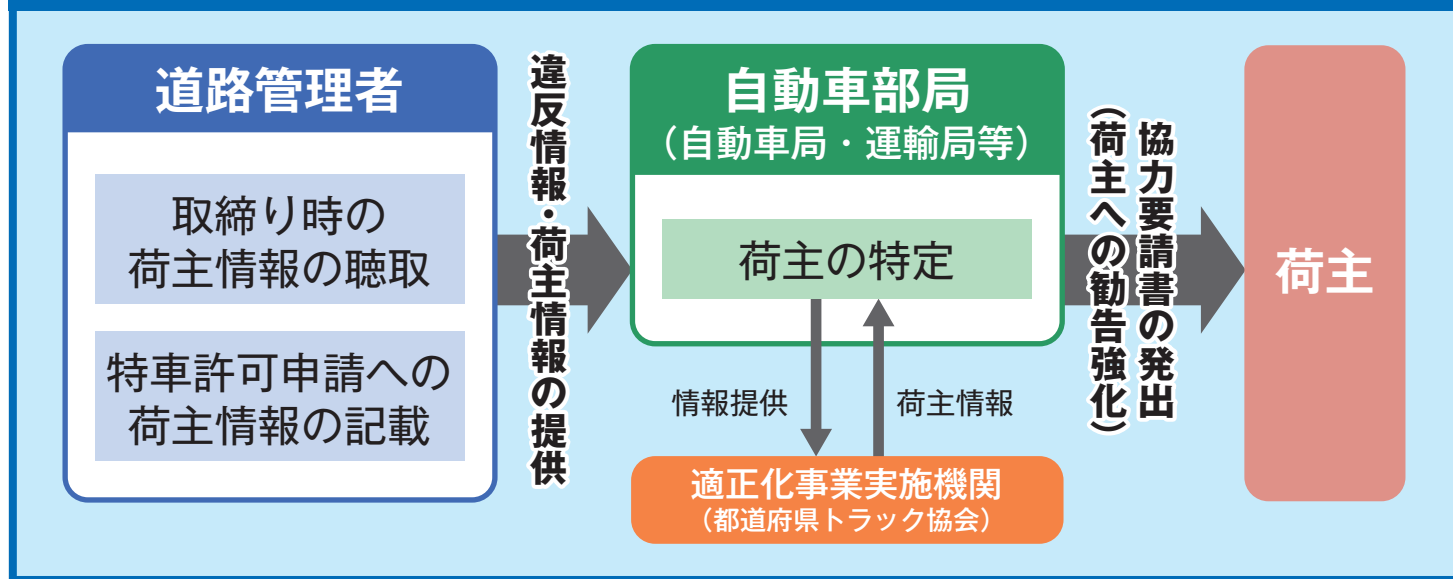
また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。

荷主の皆様へ…

貨物の適切な積載にご理解とご協力を!

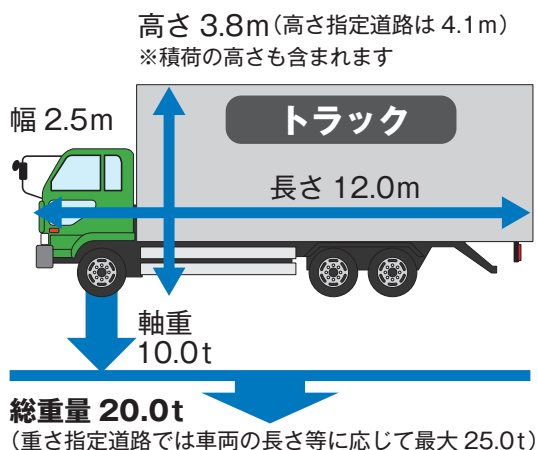
車両総重量、軸重等の一般的制限値を超える違反状態で車両を運行することについて、
**荷主企業が指示するなど主体的な関与が認められる場合、
「荷主勧告」が発動され、荷主名が公表されます。**

過積載車両の荷主対策の流れ

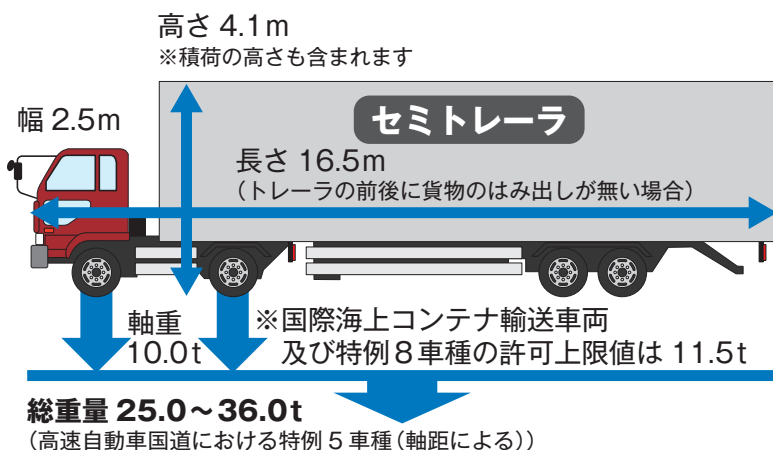


道路法(車両制限令)では、道路構造の保全、交通の危険防止のため、通行する車両の大きさや重さの最高限度(一般的制限値)が定められています。

一般的制限値



高速自動車国道における連結車の例



違反は未然に防ぐことができます。

荷主の皆様も、貨物の適切な積載にご理解とご協力をお願いします!



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会



日本貨物運送協同組合連合会

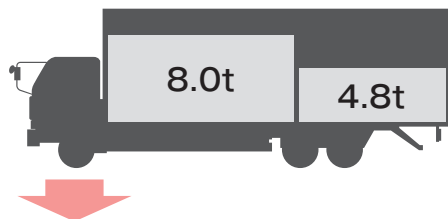
参考 1 貨物を偏って積載した場合には軸重超過になる恐れも…

全日本トラック協会では国土交通省の協力を得て、積荷の偏りによる軸重への影響を確認する実験を行いました。

その結果、走行時の軸重は、貨物を荷台の前方に偏って積載した場合に、大型トラックでは3軸ある内の一番前方の軸（＝1軸）、セミトレーラでは4軸ある内の前から二番目の軸（＝2軸、トラクタ駆動軸）が最も大きな値を示しました。どちらも均等に積載した場合よりも大きな値となり、**貨物を偏って積載した場合には、軸重超過になる危険性がある**ことが分かりました。

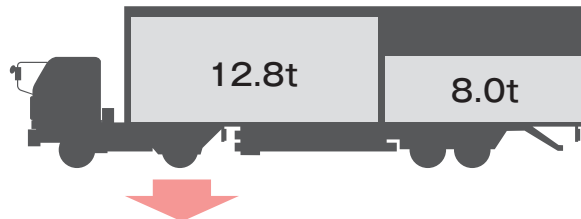
【実験結果】………

大型トラック



均等積載時に平均7.0tだった軸重が **平均9.8t** に

セミトレーラ



均等積載時に平均9.8tだった軸重が **平均11.6t** に

荷主企業・トラック運送事業者とも

- 貨物の積載時に偏った積載にならないように十分留意しましょう。
- 重量、高さ、長さ、幅が超過しないよう、適切な積載へのご理解とご協力をお願いいたします。

参考 2 車両の総重量、軸重、高さ、長さ、幅のいずれかが超過していた場合、車両制限令違反として超過した度合に応じて違反点数が付与されます。

平成 29 年 4 月 1 日から、高速道路 6 会社において、車両制限令違反者への措置が厳しくなりました。

- ① 軽微な重量超過等（指導警告）に対する違反点数の付与
- ② 軸重超過に対する違反点数の設定
- ③ 違反点数の累積期間を 2 年間に拡大 等

従来より違反点数が累積しやすい状況に

違反点数が累積すると、高速道路料金の割引停止や
ETC コーポレートカードの利用停止の事態に

トラック運送事業の経営や円滑な物流への影響が懸念されます

一方的に**低い運賃・料金**で 運送委託等を行っていませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者との十分な協議なしに通常支払われる運賃・料金より著しく低い運賃・料金を不当に定めることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- ☒ 運賃・料金の設定に際して、運送事業者と十分に協議していますか。
- ☒ 運送委託者の事情のみで運賃・料金の引き下げ要請をしていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 原価を踏まえた見積をもとに協議を行い、運賃・料金を設定する。また、定期的に協議の上、運賃・料金を見直す。
- 燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

附帯業務に対して料金を支払っていますか？

附帯業務は
させられるのに、
お金もらえないん
だよな…



附帯業務の例

- 梱入れ** 倉庫内の棚に貨物を入れる。
- は分け** 運送終了後の貨物を方面別等に分ける。
- ラベル貼** 貨物に値札等のラベルを貼る。
- 横持ち** 積み下ろし場所から貨物を移動させる。



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が契約にはない役務を無償で運送事業者に提供させることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- ☒ 契約にない附帯業務を無償で要求していませんか
- ☒ 運送以外の附帯業務に対して、適切な対価を支払っていますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 契約時に十分な協議の上、附帯業務の範囲、費用負担等を明確化し、書面化する。
- 合意内容を定期的に見直し、実際の業務と齟齬があれば、十分な協議の上で契約を改める。

有料道路の利用料金を負担していますか？

荷物の引渡しが遅くなったけど、
今からでも絶対に間に合わせてね!!

高速使わないと間に合わないけど...

そうやっていつも高速代払ってくれないんだよな...



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が有料道路の利用を前提とした運送を依頼しながら、有料道路利用料金の負担を拒むことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- ☒ 有料道路の利用を前提とした運送を依頼した際、有料道路利用料金の負担を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 有料道路の利用が必要な依頼では、十分な協議の上、書面により有料道路利用料金の額とその負担者を明確化する。
- 運送事業者と契約内容・運賃・料金について定期的に話し合い、信頼関係を構築する。



契約の内容を書面化

できていますか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」では運送契約に際して、運送日時、附帯業務の内容、運賃・料金の額等の必要事項について書面で共有することをルール化しています。
- 運送事業者が再委託する場合に、必要事項を全て記載した書面を交付しないことは下請法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- ☒ 附帯作業を含む業務内容・運賃等の重要事項が口約束となっていないですか。
- ☒ 契約書を保存していますか。

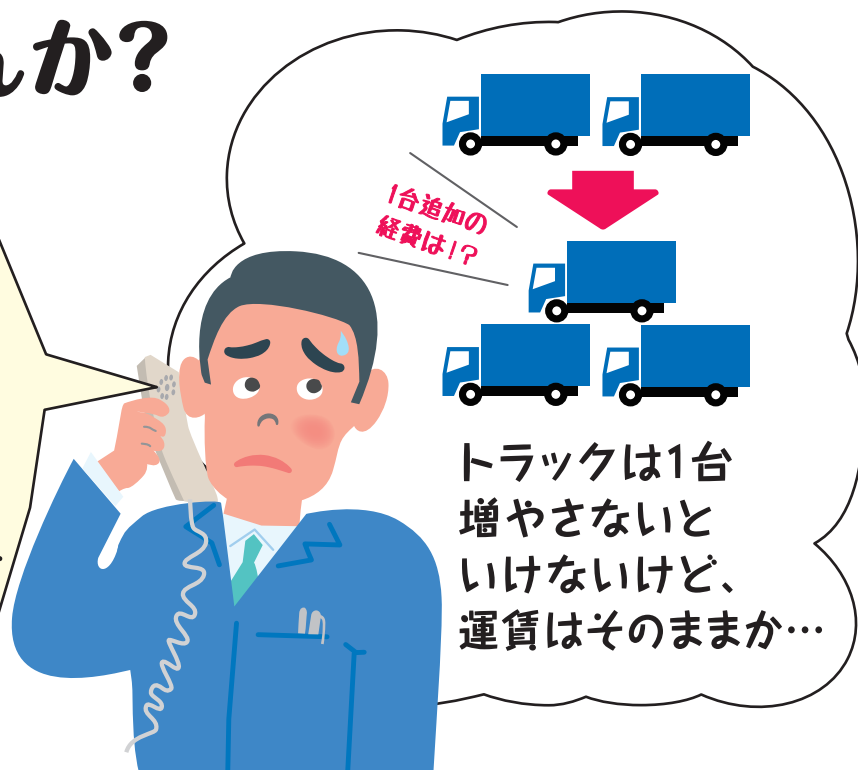


こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者と協議の上、運送内容や運賃・料金、その支払い方法等について合意する。
- その条件を書面化し、保存する。



追加運賃・料金の負担を 拒んでいませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合で契約内容を変更し追加費用が生じたにもかかわらず、費用負担をしないことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- ☒ 当初依頼した条件を超えた荷物量の費用負担を拒んでいませんか。
- ☒ 出発地・到着地の急な変更により、追加の費用が生じるにもかかわらず、運賃・料金の負担を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者との十分な協議により運送条件を設定する。
- 契約した業務内容に変更が生じた場合には、合理的な運賃・料金を再設定し、追加費用を負担する。



燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- ☒ 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しの協議を拒んでいませんか。
- ☒ 燃料サーチャージの導入要請があったにもかかわらず、協議を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。



労働時間を守れない運送を強要していませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の指示により運送事業者が労働時間のルールを守れなくなった場合などには、荷主勧告(※)の対象となるおそれがあります。

(※) 荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれます。



要注意! チェックポイント

- ☒ 運転者の労働時間のルールを守れないような運送依頼をしていませんか。
- ☒ 出発時間を遅らせるなど、運送事業者の法令遵守を阻害していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送委託者は運送事業者と十分な協議の上、発着時間や運行ルートを決定する。
- 至急の運送を依頼する場合は、運送委託者が費用を負担することを前提に有料道路利用等について協議する。



荷待ち時間への対策を 放置していませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者の都合により、荷待ち時間が生じるなど、労働時間等のルールを守れなくなる行為が見受けられる場合には、荷主勧告(※)の対象となるおそれがあります。
- また、運送委託者が出発時間を指定したにもかかわらず、運送委託者の都合により荷待ち時間が生じ、必要経費を支払わない場合には、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

(※) 荷主勧告の対象には直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれます。



要注意! チェックポイント

- ☒ 運送委託者の都合による荷待ち時間の実態を把握し、対策をとっていますか。
- ☒ 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間による追加費用(人件費等)の負担を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 荷待ち時間の実態やそれにより生じる課題を運送事業者と共有し、対策を講じる。
【例】 出荷スケジュール等を管理し、計画的に荷物を引き渡す。
- 運送委託者の都合により生じた荷待ち時間の追加費用を負担する。



国土交通省 適正取引相談窓口 一覧

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575				
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	近畿運輸局	自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167		大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531	中国運輸局	広島運輸支局	輸送・監査担当	082-233-9167
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2515		鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0343		島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2155		岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502		山口運輸支局	輸送・監査担当	083-922-5336
	山形運輸支局	企画輸送・監査部門	023-686-4712	四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-802-6773
	秋田運輸支局	企画輸送・監査部門	018-863-5813		香川運輸支局	企画輸送・監査部門	087-882-1357
	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811
関東運輸局	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9233		愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563
	神奈川運輸支局	輸送担当	045-939-6801		高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311
	埼玉運輸支局	輸送・監査担当	048-624-1835	九州運輸局	自動車交通部	貨物課	092-472-2528
	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	027-263-4440		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191
	千葉運輸支局	輸送・監査担当	043-242-7335		佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271
	茨城運輸支局	輸送・監査担当	029-247-5244		長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747
	栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	028-658-7011		熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155
	山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880		大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107
	自動車交通部	貨物課	025-285-9154		宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124		鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192
北陸信越運輸局	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642	沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-291-7853		陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893				
	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
中部運輸局	愛知運輸支局	輸送担当	052-351-5312				
	静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191				
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602				
	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				